

## **■平成 26 年度の町・県民税（個人住民税）の改正点について**

---

地方税法の改正による平成 26 年度の町・県民税（個人住民税）から適用される改正点をお知らせします。

### **1. 年金所得者の更新手続きの簡素化**

平成 26 年度以降の住民税課税分より、寡婦（寡夫）控除対象となる年金所得者が個人住民税の申告をしなくても、日本年金機構から町へ送付される公的年金等支払報告書により、寡婦（寡夫）控除の情報が把握できる仕組みとなります。

この適用を受けるためには、毎年、日本年金機構等へ提出される「扶養親族等申告書」において寡婦（寡夫）の申告をしていただく必要があります。

なお、「扶養親族等申告書」の提出時に寡婦（寡夫）の記載を漏らしてしまった場合は、税務署への確定申告または町への町・県民税（個人住民税）の申告による手続きが必要となります。

※この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

#### **《寡婦（寡夫）控除とは》**

寡婦（寡夫）控除を適用できるのは以下の条件のいずれかに該当する方です。

#### **●寡婦控除（控除額 26 万円）**

- イ) 夫と離婚または死別（生死不明を含む）した後、再婚していない人で扶養親族またはその者と生計を一にする子を有する場合。
- ロ) 夫と死別（生死不明を含む）した後、再婚していない人で合計所得が 500 万円以下の場合。（扶養親族がいなくても寡婦に該当します。）

#### **○特別の寡婦（控除額 30 万円）**

上記イ) に該当し、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下である場合。

#### **●寡夫控除（控除額 26 万円）**

妻と離婚または死別（生死不明を含む）した後、再婚していない人でその者と生計を一

にする子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下である場合。

## 2. 個人住民税の均等割の特例

「東日本大震災からの復興に関して地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号)が制定されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的に町・県民税(個人住民税)の均等割の税率を引き上げることになりました。

### ●特例の内容

現行(平成 25 年度課税分まで)	均等割 4,500 円 (内訳) 町民税 3000 円 県民税 1,500 円
↓ 町民税・県民税につき各 500 円を加算	
平成 26 年度～平成 35 年度	均等割 5,500 円 (内訳) 町民税 3,500 円 県民税 2,000 円

### ●特例の期間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、各年度分の町・県民税(個人住民税)

※平成 25 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日までの各年分の間にご得た収入が対象となります。